

金融円滑化への取組状況について

(中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための
臨時措置に関する法律第7条1項に規定する説明書類)

(平成24年3月末現在)

平成24年5月

千葉信用金庫

1. 条件変更等への実施に関する方針の概要

(府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針)

当金庫は、地元中小企業はじめ地域の皆様の様々な資金ニーズにお応えしていくこと、ならびに経営相談、経営指導および経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことを最も重要な役割の一つであると位置付け、以下のとおり「金融円滑化に関する基本方針」を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、その実現に向けて取り組んでおります。

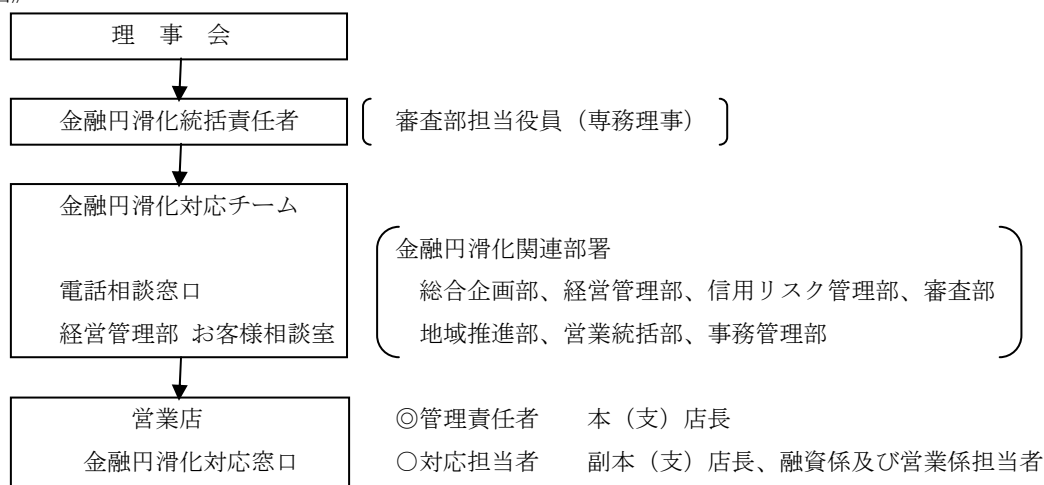
《金融円滑化に関する基本方針》

1. 中小企業のお客様からの新たなる融資の申込に対しては、当該中小企業の事業の特性および状況を勘案しつつ、できる限りその資金需要に対応するよう努めます。
2. 中小企業者で事業資金をご利用のお客様、または住宅資金をご利用のお客様から返済条件の変更等に関する相談・申込があった場合、お客様の状況を十分に踏まえたうえで、できる限り柔軟な措置を講じるよう努めます。
3. お客様の経営状況等を踏まえて、経営相談、経営指導および経営改善に関する支援を行うために、役職員は事業価値を適切に見極めるための能力向上に努めます。
4. 与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）に関し、お客様が理解し納得していただけるよう法令等に基づいた適切な説明を行うよう努めます。
5. お客様からの与信取引に関する問い合わせ、相談、要望および苦情等には、真摯な姿勢で適切かつ十分に対応するよう努めます。

《管理態勢の概要》

- ・本部…当金庫では、審査部担当役員（専務理事）を「金融円滑化統括責任者」とし、本部内に金融円滑化に関連する部署を構成員とした「金融円滑化対応チーム」を設置し、金融円滑化の取り組み状況を管理することとしています。
- ・営業店…各営業店では、本（支）店長を各営業店における管理責任者とし、副本（支）店長ならびに融資係、営業係がお客様のご相談に積極的に対応することとしています。

《体制図》



2. 対応状況を適切に把握するための体制の概要

(府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項)

- ・各営業店の「管理責任者」は、対応状況を「金融円滑化対応チーム」に報告し、「金融円滑化対応チーム」が全営業店の対応状況を把握する体制としています。
- ・「金融円滑化チーム」は、各営業店の対応状況の報告に基づき、対応状況の適切性を確認するとともに「金融円滑化統括責任者」に報告し、定期的または必要に応じて理事会等に報告することで対応状況を適切に把握する体制としています。

3. 苦情相談を適切に行なうための体制の概要

(府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項)

中小企業者の皆様や、住宅資金融資をご利用いただいている皆様から貸付条件の変更等に係る苦情相談を受付けた場合、各営業店の副本（支）店長ならびに融資係、営業係が対応する体制としています。

また、本部「お客様相談室」においても同様に苦情相談に対応する体制としています。

《相談苦情の受付窓口》

ご相談は、お近くの各営業店または下記の連絡先にご相談ください。

千葉信用金庫 経営管理部 お客様相談室 TEL.043-221-3565 受付時間 平日 9:00～17:00

4. 経営相談、経営指導ならびに経営改善を適切に行なうための体制の概要

(府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業について改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項)

当金庫では、お客様の経営状況等を踏まえて、経営相談、経営指導ならびに経営改善に関する支援を行うために地域推進部を中心に関連各部が営業店と一体となり、金融円滑化や事業の改善・再生に向けて積極的に取り組む体制としています。

5. 貸付条件の変更等の実施状況（中小企業者向け）

(法第4条に基づく措置の実施状況)

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
【債務者が中小企業者である場合】

	(単位：百万円)									
	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5,770	19,699	33,079	42,614	57,176	71,251	87,419	99,388	114,534	126,040
うち、実行に係る貸付債権の額	4,207	14,290	28,065	37,274	49,632	63,496	78,375	90,234	103,124	115,592
うち、謝絶に係る貸付債権の額	35	335	463	1,013	1,993	2,429	3,181	4,097	4,527	4,680
うち、審査中の貸付債権の額	1,465	4,710	3,660	2,379	3,484	2,963	3,211	2,217	3,718	2,365
うち、取下げに係る貸付債権の額	62	362	890	1,948	2,067	2,362	2,651	2,839	3,165	3,401
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	826	4,034	6,240	9,385	12,554	15,499	18,761	22,602	25,615	28,822
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	35	35	55	182	449	594	836	1,190	1,333	1,419

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
【債務者が中小企業者である場合】

	(単位：件)									
	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	233	879	1,489	2,096	2,772	3,443	4,184	4,914	5,631	6,337
うち、実行に係る貸付債権の数	124	717	1,254	1,810	2,428	3,030	3,690	4,417	5,056	5,705
うち、謝絶に係る貸付債権の数	4	10	18	43	92	126	165	195	225	252
うち、審査中の貸付債権の数	103	131	166	145	146	169	199	156	163	175
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	21	51	98	106	118	130	146	187	205
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	56	378	623	901	1,237	1,538	1,883	2,243	2,580	2,906
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	4	4	5	13	42	60	77	97	108	123

6. 貸付条件の変更等の実施状況（住宅資金借入者向け）

（法第5条に基づく措置の実施状況）

（別表5） 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	211	1,110	1,711	2,169	2,759	3,396	4,013	4,411	4,867	5,179
うち、実行に係る貸付債権の額	75	795	1,376	1,794	2,206	2,709	3,200	3,657	4,098	4,298
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	14	94	131	233	345	380	413	413	439
うち、審査中の貸付債権の額	135	291	233	225	246	208	226	133	103	163
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	8	8	19	73	133	206	206	251	277

（別表6） 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	18	85	136	179	228	278	322	357	398	421
うち、実行に係る貸付債権の数	6	64	103	144	181	224	258	293	330	348
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	9	13	23	32	35	39	39	44
うち、審査中の貸付債権の数	12	19	23	20	18	13	15	11	11	9
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	1	2	6	9	14	14	18	20

*件数・金額は法施行日(平成21年12月4日)以降からの累計です。

*中小企業者には、一般事業を行う個人のお客さまを含みます。

*申込み、謝絶、取下げの定義等は、「中小企業者等に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令」に基づいております。